雪害対策対象施設一覧　　（誘導路中心線灯）　　別紙6

作業区分	対象灯火施設	規格	単位	数量	灯器番号											備考
昼間	誘導路中心線灯	FLB-9B(撤去・設置)	灯	0												
		FLB-9CⅡ(撤去・設置)	灯	0												
		IL-1(消灯)	灯	6	6-26	27	28	29	30	31						
		IL-2B(消灯)	灯	9	5-96	97	98	99	100	101	102	103	104			
昼間合計		(撤去・設置)	灯	0												
		(消灯)	灯	15												
夜間	誘導路中心線灯	FLB-9CⅡ(撤去・設置)	灯	13	5-27	28	29	30	31	32	33	34				
					6-96	97	98	99	100							
		IL-1(消灯)	灯	24	5-49	50	51	52								
					6-24		108	109	110	111	112	113	114	115	116	117
						118	119	120	121	122	123	124	125	126		
		IL-2B(消灯)	灯	37	5-35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
						47	48		53	54	55	56	57			
						105	106	107	108	109	110					
					6-20	21	22	23	24							
						101	102	103	104	105	106	107				
夜間合計		(撤去・設置)	灯	13												
		(消灯)	灯	50												
総合計		(撤去・設置)	灯	13												
		(消灯)	灯	65												

※灯器番号欄中「□○－○○」の□については次のとおり。Aor無→AT/W,B→BT/W, BH→BHTCL　但し、滑走路灯についてはA・BR/Wの別を表す。

※支給材料：保護板

別紙７

雪害対策対象範囲図

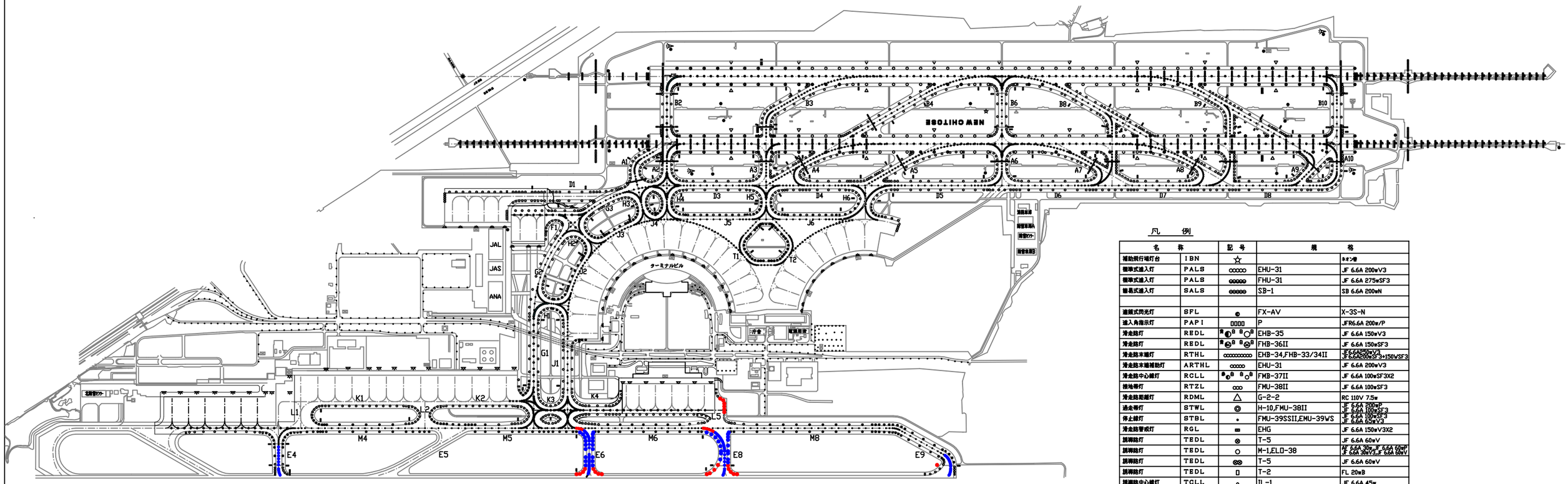

太線：雪害対策箇所

凡　例

名　称		記　号	規　格	
補助飛行場灯台	IBN	☆		ネオン管
標準式進入灯	PALS	ooooo	EHU-31	JF 6.6A 200wV3
標準式進入灯	PALS	ooooo	FHU-31	JF 6.6A 275wSF3
簡易式進入灯	SALS	ooooo	SB-1	SB 6.6A 200wN
進展式閃光灯	SFL	◉	FX-AV	X-3S-N
進入角指示灯	PAPI	□□□□	P	JFR6.6A 200w/P
滑走路灯	REDL	◉◉◉ ◉◉◉	EHB-35	JF 6.6A 150wV3
滑走路灯	REDL	◉◉◉ ◉◉◉	FHB-36II	JF 6.6A 150wSF3
滑走路末端灯	RTHL	oooooooooo	EHB-34,FHB-33/34II	JF6.6A200wV3 JF 6.6A200wSF3+150WSF3
滑走路末端補助灯	ARTHL	ooooo	EHU-31	JF 6.6A 200wV3
滑走路中心線灯	RCLL	◉◉◉ ◉◉◉	FMB-37II	JF 6.6A 100wSF3X2
接地帯灯	RTZL	ooo	FMU-38II	JF 6.6A 100wSF3
滑走路距離灯	RDML	△	G-2-2	RC 110V 7.5w
過走帯灯	STWL	◎	H-10,FMU-38II	JF 6.6A 200wP JF 6.6A 100wSF3
停止線灯	STBL	◦	FMU-39SSII,EMU-39WS	JF 6.6A 100wSF3 JF 6.6A 65wV3
滑走路警戒灯	RGL	▭	EHG	JF 6.6A 150wV3X2
誘導路灯	TEDL	⊗	T-5	JF 6.6A 60wV
誘導路灯	TEDL	○	M-1,ELO-38	AF 6.6A 30w,JF 6.6A 60wP JF 6.6A 30wV3,F 6.6A 6dwV
誘導路灯	TEDL	⊗⊗	T-5	JF 6.6A 60wV
誘導路灯	TEDL	▯	T-2	FL 20wB
誘導路中心線灯	TCLL	◦	IL-1	JF 6.6A 45w
誘導路中心線灯	TCLL	●	IL-2B	JF 6.6A 65w
誘導路中心線灯	TCLL	●	FLU-9A,9DRII,9DLII	JF 6.6A 45wS
誘導路中心線灯	TCLL	◦	FMB-39SII,FLB-9B	JF 6.6A 45wS3X2 JF 6.6A 45wS
誘導路中心線灯	TCLL	●	FMB-39WII,FLB-9CII	JF 6.6A 65wSF3X2 JF 6.6A 65wSF
誘導案内灯	TXGS	▯	T-7,T-7VR	FLR 80-V/A JF6.6A 65vSF3 JF 6.6A 45VS2
風向灯	WDIL	⊱⊱	2B	LW 110v 200wX4
エプロン照明灯	FLO	⩚		
航空障害灯	OBL	◉	OM-3A	LW 110v 100w
指路灯		◦		
屋外キュービクル		⊠		

別紙８

灯器洗浄車貸与規則

制　定　：　平成　８年　４月２３日　新千電第２９号

東京航空局　新千歳空港事務所

灯 器 洗 浄 車 貸 与 規 則

第１条　（総則）

この規則は、新千歳空港航空灯火施設維持工事（以下「維持工事」という。）の実施にあたり、新千歳空港事務所（以下「甲」という。）が灯器洗浄車（以下「洗浄車」という。）を維持工事請負者（以下「乙」という。）に貸与する場合の諸手続き、管理責任等について定めるものである。

第２条　（貸与期間）

貸与期間は、当該維持工事の請負期間とする。

第３条　（引き渡し）

乙は、洗浄車の性能、状態及び取扱方法を熟知の上、引き渡しを受けなければならない。

また、貸与に必要な手続については、貸与車両受領通知書（様式－１）を分任物品管理官あて提出するものとする。

第４条　（取扱責任者）

乙は、貸与車両の取扱い責任者を定め文書をもって、維持工事監督職員（以下「監督職員」という。）に文書で通知するものとする。

第５条　（管理責任）

乙は、貸与期間中、善良な管理責任者の注意を持って管理しなければならない。

２．乙は、灯器洗浄車取扱細則に定められた使用目的以外に洗浄車を使用または、転用してはならない。

３．乙は、洗浄車をみだりにに改造し、または定められた使用場所以外の場所に搬出してはならない。ただし、作業等に不都合が生じた場合の軽微な改造は、監督職員と協議して実施するものとする。

４．乙は、監督職員が洗浄車の使用、管理等について指示を受けたときは、ただちにその指示に従わなければならない。

５．乙は、洗浄車に自動車損害賠償保障法に基づく、自動車賠償責任保険の契約を締結しなければならない。また、契約締結後、速やかに自動車損害賠償責任保険証明書の写しを監督職員に提出すること。

第６条　（返納）

１．乙は、甲の行う点検整備のための返納にあたっては、貸与前の正常な状態で立ち会いのもと返

納するものとする。

２．返納に必要な手続については、貸与車両返納通知書（様式－２）を分任物品管理官あてに提出するものとする。

第７条　（報告義務）

乙は、洗浄車に重大な故障または、事故により損傷が生じたときは、ただちに状況及び原因を監督職員に報告し、その処置については、監督職員と協議することとする。

第８条　（返納命令）

甲は、乙が貸与規則に違反しまたは、貸与することが不適当であると認められる行為があったときは、洗浄車を返納させることができる。

第９条　（実施細則）

この規則に基づく洗浄車の取り扱い、維持、保守点検及び報告等については、別に定める灯器洗浄車取扱細則によるものとする。

附則　　この規則は、平成８年４月１日に遡及して施行する。

様式－１

平成　　年　　月　　日

貸与車両受領通知書

車　両　名	車　両　番　号	備　　考
灯 器 洗 浄 車		

上記車両を受領しましたから通知します。

分任物品管理官　新千歳空港事務所長　殿

請負者　　,

※車両番号は、ランプスステッカーの番号を記入のこと。

様式－２

平成　　年　　月　　日

貸与車両返納通知書

車　両　名	車　両　番　号	備　　考
灯 器 洗 浄 車		

上記車両を返納しましたから通知します。

分任物品管理官　新千歳空港事務所長　殿

請負者　　，

※車両番号は、ランプスステッカーの番号を記入のこと。

灯器洗浄車取扱細則

制　定　：　平成　８年　４月２３日
適　用　：　平成２０年　４月　１日

東京航空局　新千歳空港事務所

灯 器 洗 浄 車 取 扱 細 則

第１条　（総則）

この規則は、灯器洗浄車貸与規則（以下「規則」という。）第９条の規定により、灯器洗浄車（以下「洗浄車」という。）の取扱、維持、保守点検及び報告書の詳細について定めるものとする。

また、車両に装備されている洗浄装置、６軸多関節ロボットは労働安全衛生規則に定められている「産業用ロボツト」に該当する。

第２条　（運転者）

洗浄車の運転者（以下「運転者」という。）は、道路交通法（以下「法令」という。）に定められた普通自動車免許、及び新千歳空港制限区域運転許可を有する者でなければならない。また、規則第４条に定める取扱責任者は、新千歳空港航空灯火施設維持工事監督職員(以下｢監督職員」という。）に運転者の氏名を文書で通知するものとする。

第３条　（保管）

維持工事請負者は、洗浄車を善良な管理の下に決められた場所に保管を行うものとする。

第４条　（運転上の注意）

運転者は、洗浄車の運転にあたり常に危険防止に関し万全の注意を払うこと。

第５条　（始業点検及び運行記録）

運転者は、洗浄車の運転開始前において始業点検（メーカー取扱説明書参照）を行い、その結果と共に運行記録「洗浄車運転月報」（様式－１）により定期的に監督職員に提出するものとする。

第６条　（日常点検及び取扱注意事項）

１．維持工事請負者は、当該洗浄車の特徴及び性能を十分把握し、その機能を正常に維持するように点検し、注意事項を遵守して扱わなければならない。

２．車両荷台に装備されている６軸多関節ロボット駆動電源投入中に荷台内ロボット可動範囲への立入（荷台後部開口部からの立入、覗き込みを含む）は禁止する。

３．日常点検、洗浄剤補給などで可動範囲内に立ち入る場合は、エンジン発電機の停止または荷台内「ロボット停止」ランプの点灯を確認の後、立ち入ること。

４．精密点検、教示作業等で６軸多関節ロボット駆動電源投入中に可動範囲内へ立ち入る者は、労働安全衛生規則に定められている特別教育を受けた者に限り許可する。

第７条　（燃料に関する事項）

維持工事請負者の負担で燃料補給を行うものとする。

第８条　（洗浄剤に関する事項）

洗浄剤（ドライアイスペレット）は、維持工事請負者の負担で調達ならびに補給を行うものとする。調達補給使用の都度「洗浄車運転月報」（様式－１）を提出すること。

第９条　（細則名関する疑義）

この細則について、疑義が生じた場合は必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第１０条　（規定外の事項）

この細則に定めない事項については、必要に応じ監督職員と協議して定めるものとする。

附則　　この規則は、平成８年４月１日に遡及して施行する。

附則（平成２０年３月３１日新千灯電第２１９号）

この規則は、平成２０年　４月　１日から施行する。

様式－１

洗　浄　車　運　転　月　報

請負者名

現場代理人　　㊞

クローズＲ／Ｗ　　Ａ　Ｒ／Ｗ　・　Ｂ　Ｒ／Ｗ

平成　　年　　月分

日	曜日	天候	作業時間			洗浄回数	走行距離		燃料	洗浄剤	作業者名	監督職員	備考
			開始時間	終了時間	作業時間	実施カウンター	出庫時	入庫時	補給量	補給量	工事安全管理責任者名	確認印	
			:	:	:	回	㎞	㎞	ℓ	㎏			
			:	:	:	回	㎞	㎞	ℓ	㎏			
			:	:	:	回	㎞	㎞	ℓ	㎏			
			:	:	:	回	㎞	㎞	ℓ	㎏			
			:	:	:	回	㎞	㎞	ℓ	㎏			
			:	:	:	回	㎞	㎞	ℓ	㎏			
			:	:	:	回	㎞	㎞	ℓ	㎏			
			:	:	:	回	㎞	㎞	ℓ	㎏			
					分	回		㎞	ℓ	㎏			

別紙９

整備検査作業所整備検査作業機器使用規則

制　定　：　平成　８年　４月２３日　新千電第２８号

東京航空局　新千歳空港事務所